

青梅市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 3 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

災害その他非常の場合に、排水設備の新設等の工事の円滑な施行を図るため、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市下水道条例の一部を改正する条例

青梅市下水道条例（昭和 48 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 3 号中「市長」を「青梅市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 3 条第 2 号中「青梅市長（以下「市長」という。）」を「市長」に改める。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

